

2025 年 3 月定例議会（3 月 26 日）

北谷町議会一般質問

高安克成議員

北谷町の高安議員の 3 月定例議会での質問は以下のサイトで議事録が公開されています。

https://ssp.kaigiroku.net/tenant/chatan/MinuteView.html?council_id=345&schedule_id=8&minute_id=200

■重要土地利用規制法について

質問

◆ 17 番（高安克成議員）

質問事項 2. 土地規制法について。

質問要旨、土地規制法について住民や事業者にも大きな影響が懸念されています。

- (1) 本町の土地規制法に対する認識を伺う。
- (2) 国や県との協議や意見提出について伺う。
- (3) 住民や事業者への相談窓口や説明会開催の考えについて伺う。
- (4) 個人情報の提供依頼があった場合の対応について伺う。
- (5) 町長自身の認識や、北谷町への影響への考えを伺う。

◎西田由紀総務部長

次に、質問事項 2 番目「土地規制法について」の質問要旨 1 点目についてお答えします。

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」、いわゆる重要土地等調査法は、安全保障上重要な施設や、国境離島等の機能を阻害する土地・建物の利用を防止するため、重要施設の周辺や国境離島等を「注視区域」、「特別注視区域」として指定し、国が区域内の土地や建物の利用状況等の調査を行い、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為が認められた場合には、土地等の利用者に対し、機能阻害行為の中止等の勧告・命令を行うものであると認識しております。

町内においては、米軍施設の嘉手納飛行場及びキャンプ瑞慶覧が対象とされ、本町のアメリカンビレッジの海岸の一部を除くほとんどが特別注視区域に指定されております。これにより、200 平米以上の土地・建物を売買する場合等、所有権を移転する契約を締結する場合、売主も買主も国への届出が義務付けられており、それを行わない場合、罰則等の規定が法律に定められております。

次に、質問要旨 2 点目についてお答えします。

令和 5 年 12 月に、重要土地等調査法の特別注視区域の指定（案）について照会があり、翌年 1 月に意見書を提出しております。

次に、質問要旨3点目についてお答えします。

住民や事業者への相談窓口については、国がコールセンターを設置し、対応しております。また、住民への説明会の開催については、国の責任において、制度の目的、内容、手続等、関連する事項について周知・広報に努めるよう求めています。

次に、質問要旨4点目についてお答えします。

国からの個人情報の提供依頼については、これまで住民票等の写しの交付請求があり、根拠法等を確認し、法の定めに沿った対応を行っております。

次に、質問要旨5点目についてお答えします。

町内のほとんどの地域が、重要土地等調査法の特別注視区域に指定されていることから、本町から、国に提出した意見書に記載したとおり、制度の運用に当たっては、住民や事業者等に対し、国の責任において、制度の目的、内容、手続や罰則及び区域の詳細等に関する事項について周知・広報に努めていただくとともに、土地等の利用に関連しない情報の収集や、住民等の権利の不合理な制約等によって、住民等への不利益や、日常生活・事業活動への影響が生じることのないよう、最大限の配慮と法の厳格な運用を行っていただきたいと思いますと考えております。

◆17番（高安克成議員）

質問事項2番目からいきましょうね。土地規制法なんですけども、先ほど答弁がありました。これまでの流れとしてはそうなんですけども、1点確認をしておきたいと思います。

適宜この状況が変化した場合には、どなたかが議員として質問したりとかすると思うので、その都度、報告等、説明等をして頂ければいいなと思っております。

その中で、まず以前、答弁で町民等への不利益が明らかにある場合には慎重に対応すると、個人情報を求められたときに、そのような答弁があったんですけども、その判断、その前に不利益とはどういったことをまず想定されているのか。またその判断を誰がどのようなプロセスで行い、具体的な方針、または体制について考えているか伺いたいと思います。

先ほど求められたのは、そのまま事務的に手続は行ったとかというお話もありましたけども、その辺の慎重にというところで、不利益というところの整合性というか、その辺をどう考えているか、判断基準等を含めてお願いします。

◎比嘉敬文基地・安全対策課長

お答えします。公簿上の提供依頼が来た場合については、法と政令に則った形で対応いたします。ただそれ以外で情報提供があった場合については、ちょっと個別で検討したいと考えております。

◎比嘉敬文基地・安全対策課長

お答えします。国からの照会において、町のほうで公簿上に載っている情報であれば、法

と政令に則った形で情報提供を行います。

ただそれ以外のものの情報提供は今ございませんけれども、そういった形があるならば個別で検討させていただきたいと考えております。

◆ 17 番（高安克成議員）

聞いているのは、どこで、誰が、どんな形で議論がされて、判断されるのかというのを聞きたいというのをずっと言っていて、もう 3 分経ったんですよ。俺が聞いているのはずっとそればかりですよ。それだけです。お答えをお願いします。

◎比嘉敬文基地・安全対策課長

お答えします。まずこの個人情報の収集について国から照会があった場合に、公簿等によらない形で照会依頼があった場合は、町内の会議体で諮って判断するか、起案等によって判断をしていきたいと考えております。

◆ 17 番（高安克成議員）

繰り返しますが、会議をもってやるのは分かりました。だがしかし基準であったりとか、誰がとか、この辺がまだ聞こえてないんですよ。もちろん今から無い事例を今後どうするかということであろうと思うんですけど、私が言いたいのは、法的にこう書かれているから、これに従ってやるんだというのは全然理解しています。

ただイレギュラーが、その法自体がちょっと不具合がいろいろあるので、そこで私は聞いているんですよ。誰がどうやって決めるかというのを皆さんに降りかかってくる可能性があるから、議論していないの、これからなのも含めて確認しているつもりなので、そこら辺をお答えをお願いしたいと思います。

◎比嘉敬文基地・安全対策課長

お答えします。現在、国の方からの Q & A によりますと、個人の思想、信条に係る情報を含めて、その土地等の利用に関連しない情報を収集することはないということで回答はありますけれども、もしそういったイレギュラーな場合がきた場合については、これから、その状況に応じて検討したいと考えております。